

## [事案 24-60] 転換契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 1 月 18 日 裁定終了

### <事案の概要>

生活保障特約について誤説明を受けたことにより契約を転換したことから、転換契約の無効及び既払保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 8 年 11 月、転換により定期保険特約付終身保険に加入したが、その際、生前に年金が受給できる契約を望んでいる旨伝え、募集人は（生活保障特約により）72 歳から年金が出ますと明言したにもかかわらず、本契約は生前に年金が出る保険ではなかった。契約時にこのような内容を知っていれば転換契約をしなかったので、本契約を無効とし既払保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の主張する誤説明をした事実を否定している。
- (2) 申立人の申し込みに先立ち、客観的に相当数の設計書を作成していることは明らかであることから、経験則上、生活保障特約の正確な内容を記載した設計書を用いて説明していることは明らかである。また、同様の内容を記載したご契約のしおりも渡しており、さらに、毎年送付している契約内容のお知らせにも生活保障特約の内容が記載されており、契約当初より誤解していたとの主張は事実ではない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の理由により申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は転換契約にあたっては、その旨を記載した手書きの文書及び口頭により説明を受けたと主張しているが、当該文書は当審査会には提出されておらず、実際にかかる文書が提示されたことと認定することは困難である。仮にかかる手書き文書を提示されたとしても、正式なパンフレットや設計書を全く示さずに募集人が勧誘し、申立人がこれに応ずるということは通常考えられない。
- (2) また、申込書には設計書番号が記載され、少なくとも 11 通が作成されたとする保険会社の主張は根拠があり、このように多量の設計書が作成されたにも関わらず、何ら示されなかったとすることは不自然であることから、本件においては手書きの文書が示されたか否かは別として、正式の設計書が提示されたことと推認することができる。
- (3) 当時の設計書（ひな型）には、契約者の生前の年金については記載がなく、年金については生活保障特約について大きく「残されたご家族に」と記載され、この年金が「万一のとき、ご家族のために毎年、生活保障資金が支払われます。」と目立つように記載されていることから、本保険が申立人の生存時に年金が給付されるという誤解を生じさせるおそれはないものであり、また、このような明確な文書にもかかわらず、申立人が誤解することは通常考えられず、募集人がこれと異なる説明をすることも通常考えられない。

- (4) 以上のような事実関係から、申立人が生存時に年金を受給できることが契約の動機であると募集人に表示していたと推定することも困難である。
- (5) 申立人は、本件を証するために事後になされた話し合いの録音記録を提出しているが、これによっても申立人の主張を裏付ける事実の認定は困難であり、また本件は契約から14年も経過しており、当事者の事情聴取を行っても、録音記録以上の正確な事実を認定することは困難であると推測されることから、申立人の主張する事実を認定することはできず、申立人の錯誤の主張は認められない。
- (6) 仮に申立人が、転換契約締結の際に「設計書」や「約款」等の契約書類を読まずに錯誤に陥っていたとしても、「設計書」等を読めば、本契約が申立人自身に年金が支払われる契約ではないことは、わずかな注意によって容易に知り得ることであることから、これらの書類を読まなかったことは、申立人において錯誤に陥ったことにつき重大な過失があると評価でき、民法95条ただし書きにより、申立人から無効を主張することはできない。